

冬の節電アクションキャンペーン 2023
利用規約

2023年12月1日実施

株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ

「冬の節電アクションキャンペーン 2023」（以下、「本キャンペーン」といいます。）利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ（以下、「当社」といいます。）が開催する本キャンペーンに関する取扱いを定めたものです。東京都が行う東京都家庭の節電マネジメント（デマンドレスポンス）事業（以下、「都事業」といいます。）に基づく節電プログラム（以下、「都の節電プログラム」といいます。）の取扱いについては、それぞれ別紙1で定めるものとします。なお、本規約（別紙1に定める追加規約を含みます。）又は本キャンペーンへの参加に同意できない、お客さまには、別途当社が指定するアドレス宛に不同意の意思表示を通知していただくものとします。当該不同意の通知なき場合には、本規約（別紙1に定める追加規約を含みます。）に同意したものとみなします。

1. 本キャンペーンの内容

本キャンペーン実施期間中、対象の電気料金プランにご加入中のお客さまは、当社のお知らせを踏まえて、お客さまが節電した電力量に応じて当社指定の特典の付与を受けることができます。

2. 本キャンペーンの期間

本キャンペーン、2023年12月18日（月）から2024年2月29日（木）までとします。なお、システム反映の状況により、期間が前後する場合がございます。

3. 定義

当社の電気需給約款および電気供給約款に定義される用語は、本規約においても同様の意味で使用します。

4. 適用条件等

当社は、お客さまが以下の全ての条件を満たしたと当社が判断する場合に、本キャンペーンを適用します。

- (1) 本キャンペーンの開始時点から特典付与が完了するまでの間、当社との電気需給契約および電気供給契約を継続しているお客様であること。
- (2) 本キャンペーンの開始時点から特典付与が完了するまでの間、同一の需要場所で継続して対象の電気料金メニューが適用されているお客さまであること。
- (3) 本キャンペーン実施期間中、当社からの節電要請等のお知らせメールを停止されないお客様であること。
- (4) 本キャンペーン実施期間中、当社からの節電要請等のお知らせメールを受け取ることが可能なメールアドレスを登録しているお客様であること。

<対象の電気料金プラン>

取次、媒介による電気需給契約で定める料金プランを除く、当社が提供する全ての電気料金プラン

5. 節電要請

(1) 節電をお願いする時間帯（以下、「対象時間帯」といい、「対象時間帯」を含む日を「対象日」といいます。）は「2. 本キャンペーンの期間」で定める期間中において当社が任意で設定します。なお、節電のお願いを設定しない日、時間帯がございますのでご了承ください。

(2) 対象時間帯は原則前日に配信するメール上での通知にてご確認いただけます。

6. 節電量の計算

(1) 本キャンペーンでは、(2)に基づき設定される、お客さまごとの標準的な使用量から実際の使用量を差し引いた残りの値を節電量として定義します。節電量の計算は、30分値を1単位として1単位ごとに行い、対象時間帯毎に合計し、小数点以下第3位を四捨五入し算定します。なお、対象時間帯毎に合計された標準的な使用量より、本キャンペーンの対象時間帯毎に合計された実際の使用量が大きい場合は、節電量を0kWhとして取り扱います。

(2) 標準的な使用量は、お客さまごとの過去の電気の使用状況を活用し、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」（資源エネルギー庁・令和2年6月1日最終改定）に基づき算定します。平日の場合は、直近5日間（土日祝日および対象日を含まない）のうち対象時間帯における使用量の多い4日間の平均使用量となります。土日祝日の場合は、直近3日間（対象日を含まない）のうち対象時間帯における使用量の多い2日間の平均使用量となります（平日の場合は直近5日間において、土日祝日の場合は直近3日間において、対象時間帯の平均使用量の最小日が複数ある場合は、対象日から最も遠い1日を除き、平日の場合は4日間、土日祝日の場合は2日間で計算します）。ただし、次に該当する日を除いて、平日の場合は5日間、土日祝日の場合は3日間となるよう、対象日から過去30日以内（平日および土日祝日）で更に日を遡り、直近日を設定します。

平日の標準的な使用量を算定する場合：土日祝日、過去の対象日および直近5日間（土日祝日および対象日を除く）の対象時間帯における使用量の総平均値と比較して、「2. 本キャンペーンの期間」に定める対象時間帯における使用量の平均値が25%未満の日。

土日祝日の標準的な使用量を算定する場合：平日、過去の対象日および直近3日間（平日および対象日を除く）の対象時間帯における使用量の総平均値と比較して、「2. 本キャンペーンの期間」に定める対象時間帯における使用量の平均値が25%

未満の日。

- (3) 対象時間帯の4時間前から1時間前までの30分単位の6コマについて、「(対象日当日の需要量) - ((2)の算出方法により算出された値)」の平均値を算出します。
- (4) (3)で算出された値における対象時間帯の30分単位の各コマに、(3)で算出された値を加算したものを、標準ベースラインとします。ただし、算出されたベースラインがマイナスになる場合は、マイナスとなる時間帯のベースラインをゼロに補正することとします。なお、逆潮流の実績がある場合はこの限りではございません。
- (5) 本キャンペーンでは、対象の電気料金プランが適用されている需要場所に設置されたスマートメーターから送られる30分値の使用量をもとに節電量を計算します。スマートメーター未設置やシステム障害、通信障害などにより、使用量データが欠損していた場合は本キャンペーンの節電量の算定および特典付与の対象外です。(2)に基づき設定される標準的な使用量の算定にあたり必要となる日数が足りない場合は、本キャンペーンの節電量の算定および特典付与の対象外になる場合があります。

7. 特典内容および特典付与時期

- (1) 当社は、本キャンペーンが適用されるお客さまに対し、「2. 本キャンペーンの期間」で定める対象時間帯の節電量に応じて、特典を付与します。対象時間帯の節電量1kWhあたり30円、0.1kWhあたり3円とし、電気料金の割引を実施します。特典の計算は、対象日毎に合計し、小数点以下第2位を四捨五入し算定します。尚、再生可能エネルギー発電促進賦課金は割引の対象外となり、割引対象となる電気料金が割引額に満たない場合、翌月に繰り越しての割引は適用されません。
- (2) 特典付与時期については、準備が整い次第順次、特典を付与します。

8. 注意事項

- (1) 当社は、本キャンペーンにおいて取得した個人情報ならびに電力利用実績データは当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて、適切に取り扱うものとします。
- (2) 本キャンペーン期間中に用いる30分値の使用量は、一般送配電事業者から連携される30分電力量を用います。30分電力量は後日訂正されることがあり、その場合は再計算により正確な値に修正される場合がございます。
- (3) 当社は、本規約の記載事項を変更する場合がございます。本規約の変更事項の内容は、当社が定める方法に基づいてお客様に通知します。
- (4) 本キャンペーンにおける節電要請等のお知らせメールの受信および、本キャンペーンへのお問い合わせにかかる通信料はお客さまの負担となります。
- (5) 本キャンペーン期間中または終了後に、同様または類似のキャンペーンを行う場合がございます。
- (6) 本キャンペーンは予告なく変更または終了する場合がございます。

(7) 当社は、本キャンペーンに関連して、当社の責めに帰すべき事由によりお客さまに生じた損害について、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限って賠償するものとします。

冬の節電アクションキャンペーン 2023 利用規約 追加規約
東京都家庭の節電マネジメント（デマンドレスポンス）事業に基づく節電プログラム

「冬の節電アクションキャンペーン 2023 利用規約 追加規約 東京都家庭の節電マネジメント（デマンドレスポンス）事業に基づく節電プログラム」（以下、「本追加規約」といいます。）は、株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ（以下、「当社」といいます。）が開催する東京都が行う「東京都 家庭の節電マネジメント（デマンドレスポンス）事業」（以下、「都事業」といいます。）に基づく節電プログラム（以下、「都の節電プログラム」といいます。）に関する取扱いを定めたものです。

1. 都の節電プログラムの内容

本追加規約「4. 適用条件等」に定める全ての条件を満たし、節電への取組に継続的に参加いただけたお客様は、当社から都事業実施要綱に基づく特典の付与を受けることができます。

2. 都の節電プログラムの期間

都事業の期間は、2023年12月18日（月）から2024年2月29日（木）までとします。

3. 定義

用語の定義は、冬の節電アクションキャンペーン 2023 利用規約（以下、「基本規約」といいます。）「3. 定義」を準用するものとします。

4. 適用条件等

当社は、基本規約「4. 適用条件等」および以下の追加条件を満たした場合に、本追加規約を適用します。

【追加条件】

- ・2023年12月18日（月）から2024年2月29日（木）の間、都の節電プログラムに継続的に参加すること。
- ・都の節電プログラムの期間中において、対象の電気料金プランに係る需要場所が東京都内にある低圧のお客様であること。
- ・お客様の電気供給契約に係る個人情報（契約名義、住所、電話番号、お客様番号、供給地点特定番号）を都事業の事務業務に必要な範囲内で都事業の事務局へ提供すること。

と。

- ・要件を満たさない特典取得や複数回の特典取得等、不正に特典を取得しないこと。
また、不正に特典を取得した可能性があるとして都事業の事務局が判断した場合に、当社からの参加状況等の確認依頼に速やかに応じること。
- ・不正に特典を取得したことが発覚した場合、当社からの特典相当額の返還要請を受けた場合に速やかに返還に応じること。

5. 特典付与の対象

対象の電気料金プランに係る需給契約について、当社が任意で設定した日の対象時間帯の基本規約「6. 節電量の計算」に基づき計算された節電量が 0.01kWh を超えることを特典付与の対象とします。

6. 特典内容

都の節電プログラムの期間中に、当社からの節電要請のお知らせメールを踏まえ、対象の電気料金プランに係る需給契約において、節電を達成した日数（最大 5 日まで）に応じて、一日あたり 200 円相当の特典（当該期間において当該電気料金プランが再エネ電力プラン『スマ電 CO2 ゼロ』の場合は、一日あたり 400 円相当の特典）を付与します。

7. 特典付与時期

本プログラム終了後、順次特典付与を行います。特典付与の周知については、付与をもってかさせていただきます。なお、当社が特典の付与手続きを開始した時点で、電気供給契約を解約している場合、その他都事業の補助金交付対象外と判断された場合は、特典付与の対象外とさせていただきます。

8. 注意事項

注意事項は、基本規約「8. 注意事項」を準用するものとし、その他事項については、基本規約に定めるところによるものといたします。

9. その他

当社は、本追加規約が適用されるお客様に対し、東京都が提供する気候変動対策等に関する情報（HTT 情報）をメールにてお送りいたします。

以上

2023 年 12 月 1 日 制定